

2017年3月31日

特定非営利活動法人 日本小児循環器学会
評議員各位

特定非営利活動法人 日本小児循環器学会
理事長 安河内 聡

皆さまの評議員としての任期は2015年8月1日から2017年7月31日であり、今年度は任期の更新手続きが必要となります。

従来は評議員会への出欠状況のみで特別な理由がなければ任期は自動更新されておりました。しかし、評議員の任期更新の条件は、定款施行細則第9条6に下記が規定されております。理想的な評議員数と、その資質を担保するために、2017年度より定款施行細則に規定されている条件に基づき、更新申請をしていただく事としました。

6 任期更新にあたっては次の条件が満たされる者とする。

- (1) 引き続き評議員として学会に貢献する意志のある者
- (2) 前任期間中、評議員会への正当な理由のない欠席が1回以下の者
- (3) 学会活動が活発であること
- (4) 更新の年の4月1日に65歳未満であること
- (5) 日本循環器学会会員または日本心臓病学会会員であること

また、更新時の手続きは定款施行細則第9条7に下記が規定されております。

7 任期を更新する場合は、通常総会の2か月前までに、前項の条件を満たすことを明記した所定の書面を理事長に提出することとする。

評議員の任期を更新される先生におかれましては、所定の様式に必要事項をご記入いただき、2017年5月8日(月)までに学会事務局までお送り下さい。

特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

アカデミーセンター内

TEL : 03-5937-6467 FAX : 03-3368-2822 Mail : jspccs-post@bunken.co.jp

平日 9:00～17:00 まで (12:00～13:00 を除く)